

## 博士前期課程長期履修について

### 【年次別新規及び変更申請期限】

#### 1. 【新規申請】

学年	対応番号	長期履修期間	申請期限(※)	適用開始学年
新MC 1 (入学前)	A	3年	入学前の2月末	MC1
	B	4年		
MC 1	G	3年	MC1の2月末	MC2
	H	4年		

#### 2. 【長期履修承認後に期間短縮手続き】

学年	対応番号	長期履修期間	申請期限(※)
MC1	C	3年→2年に短縮	MC1の2月末
	D	4年→2年に短縮	
	E	4年→3年に短縮	
MC2	F	4年→3年に短縮	MC2の2月末

※履修計画の見直しを行い、やむをえない事情により、年度単位での期間短縮とならない場合は、申請前に教務係に必ずご相談ください。

#### 3. 【長期履修承認後に期間延長】（令和4年2月16日追記）

学年	長期履修期間	申請期限(※)
MC1	3年→4年に延長	MC1の2月末
MC2	3年→4年に延長	MC2の2月末

※履修計画の見直しを行い、やむをえない事情により、年度単位での期間延長とならない場合は、申請前に教務係に必ずご相談ください。

#### 4. 【資格喪失について】

高度がん看護専門看護師コースおよびナースプラクティショナー教育プログラムから、統合保健看護科学プログラムに転コースする場合は、可能性が出た時点で直ちに指導教員から教務係へ報告してください。

長期履修を利用する資格を喪失するため「コース・プログラム辞退届」とともに長期履修の短縮を申請する書類を教務係へ提出してください。

なお、資格喪失後に標準修業年限以上在学される場合は、留年の扱いとなります。

※授業料については、上記対応番号を確認の上、「博士前期課程学生が長期履修制度の適用を受けた場合の授業料」参照